

批評・紹介

アジア史研究 第一

宮崎 市 定 著

一九五七年十二月東洋史研究叢刊之四ノ一
東洋史研究會

本文四六七頁　はしがき六頁　索引五四頁

一三〇〇圓

宮崎博士がこのたび東洋史研究會から「アジア史研究第一」を出版されたについて、その紹介と批評をするように委員の方から頼まれたのであるが、私はそれを御引受けすべきかどうか大分迷つたのである。なぜならば本書に収められた大小十四篇の論文は、博士が大正の末期（一九二五年）に學窓を出られてから凡十五年の間に發表されたものであり、一應博士の舊作と申し上げてよいのであるが、然し實際は其の一つ一つが現在なお東洋史研究の貴重な指標として高く評價されて居り、發表された當時に優るとも劣らぬほどの讀者をもつていたのであるから、今更紹介申し上げる必要はない筈である。又博士の論致に批評を加えるなどの御注文に至つては、到底私のよくする所ではない。そこで折角の御依頼ながら御断りしようかと思つたけれども、考えてみると博士の比較的初期の論文が斯様に一つの書物の形で出版されたのを機會に、この頃の御著作の全體を御紹介すると共に私は私なりに批評申し上げることは、或はこれから東洋史を學ぼうと志す人達の參考となることもあろうかと思ひ、結局御引受けすることにしたのであるが、案外委員の方の御注文の眞意も茲にあつたのかも知れない。

さて本書に於ける論文配列の順は、それぞれの論文の取扱つてゐる年代の古いものから並べてある。然しこれを發表された年月の順に組み直してみると、博士の中國史研究は宋代史から始つたことが判る。則ち鄂州之役前後（一九三〇年内藤博士頌壽記念史學論叢）、王安石の吏士合一策（一九三〇年桑原博士選歴記念東洋史論叢）、宋代の太學生生活（一九三一年史林第十六卷第一・四號）、西夏の興起と青白鹽問題（一九三四年東亞經濟研究第十八卷第二號）、水經注二題（一九三四年史學雜誌第四十五編第七號）などの諸篇はすべて宋代史の研究乃至それから派生した問題の研究であり、北宋史概説（一九三五年世界文化史大系第十二卷 宋元時代）はこの頃に於ける博士の研究の總まとめと言つてよろしからう。

博士の宋代史の諸研究、中でも「王安石の吏士合一策」や「宋代の太學生生活」は、その史料の博搜なる點に於いて、はたまた其の行論の豊かさに於いて夙に老成の風を備えて居られるが、その反面、若い頃の宮崎博士が恩師内藤虎次郎、桑原隲藏の兩先生の偉大なる學風を攝取繼承すべく、如何にひたむきな努力を重ねられたかが、まざまざと感じ取られる諸篇でもある。

博士は斯様に最初は専ら宋代史の研究に従つて居られたが、一九三三年頃から漸く主力をより古い時代の研究に向けられたのである。則ち本論文集に収められた「古代中國賦稅制度」以下の諸篇がそれであるが、この場合でも其の良き指導者となられたのは内藤先生であつた。内藤先生の先秦・秦漢に關する御研究を拜讀してみると、先生は雖然たるこの時代の史料を透徹した史觀の下によく整理して置かれ、必要に應じてそれを縦横に驅使して獨自の歴史世界を構成して行かれたのであつて、その手法の非凡さは常人の到底追隨し能

わざる底のものであり、一代の碩學と仰がれる所以の一つは茲にある。然るに宮崎博士の俊敏なる、この恩師の手法を見事に學び取られて自家藥籠中のものとされた許りでなく、博士はこの頃から次第に御自身の新境地を開拓され始め、一作は一作毎に獨特の史論を展開して來られたのである。周知の通り現在博士は内藤史學の最もよき後繼者であるとの批評をお受けになりながら、實は甚だ質の異つた史觀の持主となられたのであつて、出監の譽とは正にこのことを言うのであらうと思う。それは兎も角、こうした意味で、この時期の論文は本論文集の中で最も重要な部分を形成するから、以下各篇の内容に立入つて紹介申し上げてみよう。

先ず一九三三年に史林第十八卷第二・三・四號に發表された「古代中國賦稅制度」である。本論文は漢代の租稅制度の中に賦と税との區別が未だ明瞭に残つてゐることを手懸りとして、賦と税との起源をたずねると共に、先秦に於ける社會組織、兵制、田制などの變遷を説かれた一大雄篇であり、その史料の扱い方の巧みなる點と、著眼の極めて斬新なる點に於いて、發表當時の學界を驚倒させられたものである。而して最も記憶すべきは博士が先秦時代の社會構造を想定し、上下兩階級間の權利義務及び収取關係を説かれた點である。勿論今から二十餘年も前の述作であるから、例えば被支配者階級の性格づけなどの點であいまは免れないけれども、この論文は博士がやがて有名な都市國家論を提唱されるに至る基礎的論考の一つとなつたのである。

次に一九三三年に歴史と地理第三十二卷第三號に發表された「中國城郭の起源異説」と、一九三四年に同誌第三十四卷第四・五號に發表された「游俠に就て」である。前者は中國に於ける城郭都市の

發達のあとを追究すると共に、周公旦が築城したと言われる王城と成周に關する史傳に新解釋を施されたものであり、後者は前漢の前期に活躍した游俠の起源を尋ねると共に、前漢の中期以後に於ける彼等の變遷を述べられたもので、一見無關係の主題となつてゐる。

然し乍ら博士は前者に於いて「中國古代に於て黃河沿岸の平野に住む民族は……小高い丘を中心に城塞を構え、其中には王宮・宗廟など立てられて神聖なる場所である。人民はその麓に散居するが……この部落が次第に發達して商工業が起り、人家も密集して來ると周圍に塙を廻らし、之を郭又は郭と稱する……次第に郭を高く厚く築城する……斯かる形式の城壁をもつた都市が流行すると、都市は必ずしも要害堅固な小山が條件とならず、寧ろ低濕の土地でも交通便利なる地を擇んで建設される……」と説かれ（本書第六十頁）、後者に於いて「中國の古代は小なる都市國家……の對立せる社會であつた、この小國內に於いては土族對庶民の區別が嚴格であつて、政治は土族の獨占する所である。彼等の參政權の中には戰時出征の義務と權利が含まれる……武器を所有するのは土族のみの特權であつた、庶民は單に人夫として勞役に驅り出されるに過ぎない。春秋初期は未だ斯かる制度が割合に純粹に保たれていたやうに見える」と説かれ（本書第一百三十三頁）、始めて先秦時代に都市國家の對立時代の存在したことを提唱されるに至つた點に於いて、この二つの論文は深い關聯性をもつのである。

春秋初期及び其れ以前の或る時期を都市國家の時代として把握しようとの試みは、勿論博士をもつて嚆矢とするが、この新説が發表された頃は議論が未だ素材であつたと言ふより、寧ろあまり西洋流の見解であるとして古い考えに囚れた者には急には理解されなかつ

た。そこで博士は戦後、史林第三十三卷第二號に「中國上代は封建制が都市國家か」なる論文を、大谷史學第六號に「中國に於ける聚落形態の變遷」なる論文を發表して、精細に都市國家説を論じられる一方、この都市國家説の上につつて舊中國の社會は氏族制の時代を經た後ち、殷末・西周・春秋前期には都市國家の對立時代となり、ついで春秋後期・戰國の頃には領土國家の對立時代となり、やがて全體が統一されて秦漢の古代の大帝國の時代となつたと論斷されたのである。而して博士が一九五五年ハーバード・燕京・同志社の東方文化講座第八輯として發表された「中國古代史概論」は最近の大文字であるが、茲で博士は開卷第一頁に於て「然らば古代史的發展とは何か、私はこれに對して、最初分散していた人類が次第に廣く大きく結合され、最後に古代帝國という強大な人類の協同體を形成するに至る經過であると答えようと思う」と定義を下されて居る。彼此照合して、博士の都市國家説は、今や御自身の中國古代史觀の完成にまで到達されたと批評申し上げてよいのである。誠に一律觀と言わねばならぬ。

翻つて博士は、一九三五年に東亞經濟研究第十九卷第四號に「晉武帝の戸調式に就て」を發表された。西晉の武帝が四海一統の業を成し遂げてから天下に發布した戸調式は、中國の土地制度史上の重要事件であるから、夙に中田薫博士・加藤繁博士・玉井是博氏・仁井田陞博士・志田不動曆氏など諸家の研究が存在していた。而して論争の中心は、戸調式に見えた土地法と後の均田法との關係如何ということと、この土地法が土地私有制を前提としたものか、それとも土地國有制を前提としたものかという點にあつた。所で宮崎博士は、早くから内藤先生の説を奉じて中國史の發展に明瞭なる時代區

分を立てて居られ、三國若しくは西晉の頃から唐の中頃までを中世と考えられたのであるが、戸調式に見えた土地法の性格如何は、この時代をもつて中世と斷定し得るや否やの岐れ路となるので、先秦・秦漢の研究に一應の成果を取められた博士は、進んで戸調式の論陣に参加されたのである。

さて晉武の戸調式をみると、占田という言葉と課田という言葉がある。從來の研究では此の二つの言葉に餘り注意を拂わなかつたのであるが、宮崎博士は岡崎文夫博士の高説からヒントを得て、戸調式の土地法には占田法と課田法との二つの法のあることを推定されたのである。則ち占田法は民の私有し得る土地の限度を規定したのであり、課田法は、西晉が曹魏以來の屯田法を廢止し屯田民を一般の編戸の民に直した際、元の屯田民などで舊屯田地の耕作を願う者があつたので、それを彼等に割りつけることにしたのであり、其の割つけに關する法規が課田法であると思はれたのである。博士はついで占田法に従う農民と課田法に従う農民の租税の輕重を攷究した後ち、西晉時代になると一般庶民の中に、己が私有地で農耕し、従つて比較的輕い田税を納めるものと、官有地の割つけを受け、つまり國家の小作人となつて比較的重い田租を納めるものとの二種の別の生じたことを結論された許りでなく、この考え方を更に後魏以後の均田法にも推し及ぼして、均田法では、課田法の精神が一部の民だけでなく總ての民に適用され、縱令十分な土地を所有していても、國家から土地の割當を受けねばならぬことになり、今や庶民は盡く國家の小作人たる性格を帯びしめられたと論じられたのである。なお博士は西晉から隋唐に至る間の租税制度に、田租と田税の別が基礎的には存在したことを説かれた外、舊唐書職官志戸部の條「凡

賦人之制」云々に存在する重要な文字の脱落をも指摘して居られるが、孰れも肯綮に當つた説であると思う。

右は「晉武帝の戸調式に就て」なる論文の大筋であるが、この論文が發表されると、先に「中國賦稅制度」を發表された時と同じような興奮を學界に捲き起されたのである。否、博士の高説に對する贊否兩論及び細部に關する批判は、今日まで繼續しているのであり、一例をあげると吉田虎雄博士・井上晃氏・曾我部靜雄博士・天野元之助博士・平中岑次氏・鈴木俊氏・西村元佑氏など大家新進の論文の外、課田法と關係ありとされる屯田法については、西嶋定生氏が「魏の屯田制」を發表されると言つた狀況である。而して之等の諸研究の成果を綜合してみると、屯田法の廢止と課田法との間に直接的關係の存在を主張される博士の説は、或は將來更に吟味を加える必要が生ずるかも知れないが、少くも博士が占田と課田を分別して考えられた點は、現在なお不動の地歩を占めて居るようであるし、占田と課田を分別することに依つて自ら導き出される結論、則ち、「三國或は西晉の頃から唐の中頃までは庶民が次第に國家の農奴化された時代である」とされる博士の高説も亦、容易に崩れそうもない。博士はなお一九五四年に歴史教育復刊第二卷第六號に「中國史上の莊園」を、一九五六年に東洋史研究第十四卷第四號に「唐代賦役制度新考」を發表されているが、若干の訂正はあつても、此の時代に於ける庶民の農奴化説を堅持して居られるのである。

顧みるに「古代中國賦稅制度」外二篇が博士の中國古代史觀樹立のための先驅的論攷となつたに對して、「晉武帝の戸調式に就て」は、三國頃から以後、唐の中頃までをもつて中世とされる理論的根據の一つとなつた譯である。而して中國史の時代區分については、結論

的に言えば博士は内藤先生に同じである。が然し内藤先生はどちらかと言へば文化史の面で特徴を出されたに對して、宮崎博士は社會構成や生産關係の面で新境地を拓かれたのであるが、その陰には中田薫博士や加藤繁博士などの苦心の効あつて、大正の末から昭和の初期にかけて、漸く成果をあげて來た中國の法制史・經濟史の研究からの影響、及び那珂・桑原兩先生時代からの手堅い考證の學風が愈々盛んとなつたことも忘れ難いことである。然し乍ら宮崎博士の諸論考をして最も特徴的たらしめた點は、本書の自序に「歴史は須らく世界史でなければならぬ、事實、私の研究は常に世界史を豫想して考察して居り、世界史の體系を離れて孤立して個々の事實を考えたことは一度もない」と言い切つて居られる通り、常に世界史的觀點に立つて中國の事象を把握しようとした博士の態度そのものに在ると言うべきであらう。

本書には、更に史林第二十一卷第一號に發表された「讀史劄記」、東洋史研究第四卷第二號に發表された「東洋史上に於ける孔子の位置」、史林第二十四卷第一號に發表された「條支と大秦と西海」、史學雜誌第五十一編第一號に發表された「中國に於ける奢侈の變遷」などの優れた論文が収められてある。「讀史劄記」は博士が一九三六年外遊の途につかれるに際して、日頃讀史の間に思いつかれた事柄をノート風にして發表されたもので、犀利なる博士の史眼は至る所で其の鋭鋒を見せて居り、參考すべきことが多い。残る三篇は歸朝後の作で次第に圓熟した風格を備えられた論文であり、之等についても一々紹介し上ぐべきであるが、與えられた紙數も盡んとするので割愛する外ない。

終りに一言したい。宮崎博士によれば中國は秦漢までが古代であ

り、唐の中頃までが中世であり、宋以後が近世となるのである。而して博士が、もつて古代とし中世とされる理論的根柢は大體上に紹介申し上げた通りである。又宋以後を近世とされる根柢は、本論文集に収められた諸篇よりも、もつと後に發表された諸論攷に求むべきであるから、茲には除くが、要するに宋以後に於ける生産様式の變化、及び所謂中世が貴族政治の時代であつたに對して宋以後は君主獨裁政治になつたとされる點に在るようである。かかる博士の史觀は世界史的にみて、一つの完成した姿をもつて居り、眞に敬服に堪えぬ所である。然し博士は、古代を規定する場合、人間社會の協同という理念によられ、中世以後は主として人間社會の生産様式の變化に重點を置かれたのであるが、若し氏族制、都市國家、領土國家、大帝國という變化に伴つて生じたに相違ない所のそれぞれの社會内部の構造や生産關係の變化という點に主眼を置いて説けば、どういふことになるのであろうか、この點更に博士の御教示を仰がねばならぬ様に感ずるのである。

以上で宮崎博士の高著「アジア史研究第一」の紹介を終ることにするが、果して其の役割を果し得たかどうか甚だ心もとなく、博士ならびに讀者の宥恕を乞わねばならぬ。

(濱口重國)

近世中國教育史研究

林 友 春 編

昭和三十三年三月 國土社發行
A5版 本文五四〇頁

最近の中國では、國民の教育ということが重要視され、その向上のためには難解な漢字の枠を打破して、まず文字の簡化という冒險

をさせ取上げて試みた。曾つて中國は、革命後に國語統一籌備委員會を設けて、注音符號を施行せしめ、また國語ローマ字拼音法を公布したことは衆知の事實であるが、現在の中國政府でもやがてローマ字化へと推進してゆく計畫のようである。このような國民大衆の教育向上への努力は、近代中國の大きな課題ともなつてはいるが、革命以前の中國にあつては、國民の教育という觀念は甚だ薄く、學校における教育とは、要するに科擧に對應して設けられ、科擧に及第して官吏となる希望者のための養成所のようなものであつた。したがつてこの學校、すなわち府州縣學にはそれぞれ定員があつて人數の制限を行ない、また進士になる迄には激甚な競争を経なければならず、そこで進士に登第し得ない者が如何になるか、或は府州縣學以外の教育とはどのようなものかなど、かねてから興味をもつていた問題がある。ところが今回東洋教育史學會の諸氏によつてその業績がまとめられ、本書の如き大部な論著が刊行されて、私の平素から關心をもつていた點についても、幾多の成果を挙げられたことを拜見して、誠に欣快に堪えない次第である。

凡そ中國における教育史としては、陳東原氏の中國教育史がよく知られ、陳青之氏の中國教育史、王鳳喈氏の中國教育史大綱なども出たが、いずれも満足すべきものではない。しかもこれらは概ね科擧ルートの學校教育を論ずるものである故、廣範な社會庶民教育に關する個々の問題については、深く掘り下げることは不可能であつたろう。本書への期待はまずこの點にあつたが、副題に示す「その文教政策と庶民教育」の一句は、まさに吾々の希望にこたえるものである。本書はすべて十篇の論文からなり、山崎博士の隋代の一編以外は、元代より清代、特に明清を論じてよく整い、しかも比較的